

令和5年度福島県動物愛護推進懇談会議事録

- 1 日 時 令和6年1月26日(金) 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 ふくしま中町会館 6階 北会議室(福島市中町7番17号)
- 3 出席者

A委員:公益社団法人福島県獣医師会の代表

B委員:動物飼養管理者の代表

C委員:福島県動物愛護ボランティア会の代表

D委員:学識経験者

E委員:公募による県民の代表

福島市保健所

郡山市保健所

いわき市保健所

福島県動物愛護センター

事務局:福島県食品生活衛生課

4 議題

- (1) 福島県動物愛護管理推進計画の最終評価(見込み)について…資料1
- (2) 福島県動物愛護管理推進計画の改定について…資料2
- (3) その他

5 議事

【座長:A委員(以下「座長」という。)] 本日の議題の1つ目、「福島県動物愛護管理推進計画の最終評価(見込み)について」を諮りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料1により説明。)

【座長】ただいま説明のあった内容について、委員の方から意見ございませんでしょうか。

では私から、狂犬病予防注射の実施率 71.3%というのは、犬の登録頭数に対しての狂犬病予防注射頭数の割合ということでよろしいでしょうか。

【事務局】そのとおりです。

【座長】福島県の登録頭数を教えていただけますか。

【事務局】すみません。登録頭数の資料は本日持ってきておりませんでした。

【座長】登録頭数は例年9万頭程度かと思いますが、71.3%というのは非常に危険な水準です。WHOによると、注射実施率が70%を下回ると、いざ狂犬病が発生した場合に蔓延を防止することができない限界値です。

なので、我々獣医師会も県と協力して、登録頭数の8割以上の注射を達成しようと努力はしているのですが、難しい状況にあります。

日本では60年以上、狂犬病は発生しておりません。ところが、世界的には毎年6万人規模で狂犬病による死亡者が出ております。アフリカ、東南アジア、インドが主ですが、先進国であるヨーロッパ、アメリカでも発生しているということを考えれば、登録頭数の8割の注射実施率を福島県も達成していく努力をしなければならないと考えて、日々、行政と協力してやっておりますが、なかなか達成できません。

また、実際に飼い主が登録していない犬も含めると、県内の犬の数は9万頭どころではなく10何万頭ということにもなってしまうので、接種率が50%程にまで下がってしまうという恐れもあります。注射実施率の最終評価がCという大変不名誉なことになっておりますので、次の推進計画の中では8割近く行きたいと個人的には考えております。

もう1点お聞きしたいのが、動物取扱業者の監視指導について、業者が取り扱える犬猫の数が制限されましたが、何頭までというのは資料としてありますか。

【事務局】すみません。詳しい資料を持ってきておりませんでした。

【座長】そういうこともあって、中には廃業した方もいらっしゃるようです。動愛法の改正によって、動物取扱業者の適正化に向け、今後変わってくるのかなと思います。

他に御意見ありますか。B委員いかがですか。

【B委員】ボランティアの登録者数の令和5年度見込みが、動物愛護センターの管内で約245名ということですが、もしこの個人の方達が、例えば年間1頭ずつ行政から犬猫を引き出せば、245頭の命が助かるわけですね。中には、登録だけしてどう活動していいかわからないという方もいるのではないかと思います。そこがすごくもったいないと思いました。

だから、登録されている方は本当に動物愛護に興味があって、でもどうしていいかわからないという方がいるのであれば、そういう方たちを集めて雑談でもしながら、「あ、そういう風にやればいいんだ」とか、そういったきっかけや気づきがあればいいのかなと思いました。

【座長】ありがとうございます。貴重なご意見でございますけども、どうでしょうか。

【事務局】今まで、動物愛護のボランティアと言っても、小学校への獣医師派遣事業としつけ方教室への協力に限られていたので、今後、そういった譲渡等の連携のあり方も考えていかないのかなと思います。

【座長】ボランティア同士のコミュニケーションとか、しつけ方教室だけでなくもっと広い意味でのボランティアの活動の輪を広げて、500名の登録者数に増えていけばいいかなと思います。

【事務局】今の点で、若干お話をさせていただきます。これまでボランティア登録をいただいた方に御協力をいただいているのは、小学校への獣医師派遣事業としつけ方教室という限定的な部分です。御指摘のとおり、本県内における行政からの犬猫の譲渡については、申し込みのあった方に対する限定的なものが多くなっております。一部の方については、第二種動物取扱業や第三者譲渡を目的として活動していただいている方もおります。その中で、本県の課題である、猫の殺処分数を削減するために譲渡を進めていく上で、どうしても行政だけでは難しい部分もございますので、ボランティアを含めて譲渡推進に御協力をいただけたところに積極的に関わりを持ちながら進めていきたいと考えております。次期計画の中では、ボランティアとの今後の連携・協働について模索しながら、進めていきたいと考えているところで。

また、先ほど座長から話がありました、犬の登録ですが、暫定的に県内では約9万頭、登録頭数に対しての注射の実施率しか出せない。屋内飼育で登録されていない犬が多いことを考えると、実際の注射実施率はこの実績を下回るというのは、全国的な課題でございます。国内で狂犬病の発生はないですが、海外渡航や、海外から入ってくる船に同乗した犬が国内で逃げて、それが仮に狂犬病に罹患していると、蔓延する危険性はこれまでも十分叫ばれている状況ですから、行政としても注射実施率の底上げは非常に重要な課題です。こちらについては引き続き、獣医師会とも連携をしながら、狂犬病予防注射の際の広報等、可能な限り協力して進めていきたいというのと、事務を担っていただいている市町村の方とも、これまで以上に注射実施率を上げるための協働を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続き連携をお願いできればと思います。

【座長】C委員いかがですか。

【C委員】気になったのが猫の数なのですが、最初の頃は、引取りを頼まれた猫を随分引き取って殺処分が多くなったことから、自活できる猫や引き取るべき理由のない猫の引取りを断るということですが、持ち込んだ方はその猫をどうするのですか。

【事務局】元の問題に戻してくださいとお伝えしています。

【C委員】それは、不妊去勢手術をして戻してくださいという話をするのですか。

【事務局】善意で保護して持ってこられた場合については、母猫のところに戻してください、あるいは自活できる猫であれば元の問題に戻してくださいとお伝えしています。

【C 委員】では不妊去勢手術の指導はされないということですか。

【事務局】そうですね。それはなぜかと言いますと、その方の猫ではないからです。

【C 委員】そうですね。そうすると、やはり成猫で半年経っているとメスだと子供ができますよね。それはもう仕方のないこととしてお断りしているということですか。

【事務局】そうです。

【C 委員】わかりました。減らないですよ。でも殺処分を減らすためにはしょうがないですよ。

【事務局】仮に私共で引き取ったとしても、その猫がいた場所にまた別の猫が現れるだけで、それはもうイタチごっこになってしまいますし、そもそもそこで自活できていた猫は、行政が引き取るべき対象なのか、ということもあります。

【C 委員】わかりました。

【座長】公募の代表ということで、E 委員いかがでしょうか。

【E 委員】資料2に「地域猫活動を推進する」とあったのですが、今現在、地域猫活動を行っている団体等は、どの辺りの場所にあるのですか。

【事務局】県の方では、どの地域でどういふ方々が地域猫活動を行っているのかというのは把握しておりません。飼い主のいない猫を保護して不妊去勢手術を行っている方々がいますが、県が考えている地域猫活動というのは、地域の住民が主体となって、地域の猫の管理をする活動を定義しており、その定義に従うと県の方で把握しているところはありません。TNR の活動をしている方々が県内にどれだけの数いて、年間どれだけの猫の面倒を見ているのかというものも、県で統計情報を持ち合わせていませんので、実態についてはわかりません。

【E 委員】ボランティアに登録している方についてもわからないということですか。

【事務局】個々の方々の活動内容につきましては、県で把握しているわけではなく、小学校への獣医師派遣事業やしつけ方教室の事業に例年御協力いただいている方以外の登録者の方が今現在どういふ活動をしているのかについては把握しておりません。

【E 委員】私のように、ボランティアの資格を持ってないけれども、例えばそういう地域猫活動等の

話を聞いて、できる範囲で何かお手伝いしたいなと思った時にはどうすればよろしいでしょうか。

【事務局】まさにその辺りのところを今考えておまして、この後、資料2の方でお話する、次期推進計画の中で、具体はまだ書いておりませんが、今後、どういう方向で検討して進めていくかというお話をしたいと思っております。

【座長】地域猫活動に関しては次の議題で出てきますが、これも避けては通れないことの1つだと思います。獣医師会としても、そこは非常に注目して、どうすれば協力できるかというのは一緒に考えていくべきことだと思います。

それでは、議題1「福島県動物管理推進計画の最終評価(見込み)について」は以上でよろしいでしょうか。

続きまして、議題2「福島県動物愛護管理推進計画の改定について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料2により説明。)

【座長】なかなか難しい課題もありますが、今後10年間の動物愛護管理推進計画の改定案について、今のご説明の中で、委員の方々から御意見ありますでしょうか。

【事務局】若干補足をさせていただきます。地域猫活動につきましては現在、獣医師会もそうですが、他県で実際に活動をしている方を講師としてお招きし、実際に活動するにあたっての問題点や留意点等について研修会を開催しております。所有者不明の猫が増えてしまって生活環境の悪化、例えば個人の所有の庭を荒らされたり、車に傷を付けられる等により行政に苦情として持ち込まれる事案が多いですが、この地域猫活動については、行政が主導して実施するというのはどこの地域においてもうまくいなくて、地域住民が主体となって所有者のいない猫を管理するというものになっています。その中で、ただ餌を与えるだけでは汚すだけになりますから、餌場の管理が必要となります。あわせて、当然食べると糞尿をします。それによって生活環境が悪化しないよう、清掃管理についても地域が主体となって実施する。さらに、猫の個体数を管理し、増やさず、猫の寿命を全うさせ、徐々に減らすために、そこにいる所有者不明の猫の不妊去勢手術をするというものになります。餌や糞尿の処理については、地域の方に積極的に関わっていただかなければいけません。獣医師会に御協力いただく部分も出てくるかもしれませんが、不妊去勢手術等について、行政として支援をしていきます。地域猫活動の支援を先行して実施している自治体については、財政的な支援等、色々な支援がありますが、その辺についてもどういう形が一番本県において効果的であるのかについても、次期計画の早い段階で調査を実施した上で、方向性を示します。

実態として掴みきれない部分もございますが、県内において、個人として地域猫活動というのは

難しいところもあります。地域において個体数が増えないよう不妊去勢手術を積極的に実施していただく個人の活動の方がいらっしゃいます。なかなかそれだけですと、猫による苦情や猫の数を減らすのが難しいということで、地域猫活動は地域住民の方が主体になっていただける状況作りは行政として必要ですし、地域から相談があった場合にどういった実施方法があるか説明をして進めていくことが重要になってくると思います。

もう 1 点、市町村の社会福祉部門との連携についてですが、独居であったり、福祉サービスを受けている方が飼育する犬猫が、適正な飼養管理をされていない場合があります。また、1 人で飼える頭数には限界がありますが、それ以上増えないようにするためには早い段階で不妊去勢手術をしていただく必要があります。市町村等の社会福祉部門の方が、そういった飼い主の実態をよく把握されていることから、不適正飼養をされている方の情報を提供いただき、適正な飼養管理について行政が指導して飼育頭数が増えるのを防ぐ。また、飼い主が元気なうちに、飼い主が入院した場合等の預け先を早い段階で決めておいていただくことで、結果的に行政での引取り数を減らすことが可能になると考えます。現在も既に動物愛護センター等で市町村の社会福祉部門との連携をしておりますが、次期計画においては、早い段階で適正飼養に繋げる、もしくは多頭飼育崩壊にならないよう情報を早めに探知し、対策を個別に進めていくことを考えております。

先ほどお伝えしたように、これまで動物愛護ボランティアの方には、種々の行政の施策に協力をいただいております。以前は比較的犬の問題が多かったのですが、現在は犬より猫の問題が多くなっております。猫の問題についても、今後、ボランティアの協力をいただかなければならない。ボランティアの地域的な偏在もございまして、動物愛護推進員については、それぞれ各市町村、各地域において、動物愛護の推進に熱意と識見のある方等に今後、委嘱、連携をしていきたいということで、次期計画に反映しております。

ですので、今すぐ、特効薬的な地域猫活動の支援というわけではないのですが、早い段階で方向性を示しながら、行政だけではなく、獣医師会、地域住民、愛護活動をしている方を含めて連携しながら、動物愛護管理の推進をしていきたいと考えております。

【座長】今後 10 年間の次期推進計画の中で地域猫活動について大きく取り上げており、これは 10 年間継続的にやっていく事業ですので、短期的にはなかなか解決しない問題です。獣医師会としてもなんとかお手伝いできることがあろうかと色々考えておりますが、E 委員からは何か御意見ありますでしょうか。

【E 委員】地域住民が主体となって実施するということでしたが、自分の住んでいる地域にも猫が好きでない人や、安易に餌をあげてしまう人もいます。例えば自分の家の周りでやるとなった時に、まずその地域の人の協力が得られないとなかなか難しいのかなと思ひまして、まずはそこなのかなと思ひました。

【座長】確かに、基本は地域の協力、善意の協力がないとこの事業は進まないと思ひます。そうい

う意味も含めてこれからどうしたらいいか、B 委員から何かございますでしょうか。

【B 委員】私は地域猫活動に携わったことはなくて、保健所等に收容されている犬猫の引き出しを行っているのですが、聞いた話でこんなことがありました。スーパーに猫が集まっていて、それをボランティアさんが捕獲して不妊去勢をするため、スーパーの上層部と話をしました。了解をいただいてスタートしたら話が通じていなくて、餌やりについてスーパーの責任者の方がボランティアさんに結構きつく話をした。そこでとどまらず、警察まで呼ばれてしまった。結果的に餌やりもできなくなってしまい、せつかく寄ってくるようになった猫達もいなくなってしまったという話を聞いたことがあります。我々一般人は行政や警察が出てきてしまえば、やっぱり怖いし、逃げようと思ってしまう。だから、そういう時にもし別の行政、保健所さん等がそういったトラブルになった時だけでも、「こういう計画があるのでこの期間だけは見てもらえないか」といった口添え等があれば、もしかしたら避けられたのかなと思いました。

【座長】ボランティア会の代表である C 委員いかがでしょうか。

【C 委員】私、福島県動物愛護ボランティア会の会長をやっておりまして、私もボランティアの登録者数を見てこんなにいるのかとびっくりしました。私は今、会津でボランティア会会長をやっていますが、ボランティア会の主な活動というのは、獣医師派遣事業としつけ方教室への協力で、そこに私が登録して入りました。

まず、獣医師派遣事業というのが本当に知られていないと思います。私もボランティア会に入るまで知らなかったです。昔、私たちが子供の頃は野良犬がいました。犬を怖がって走ると、追いかけて咬まれる、それを身をもって体験した親が、子供に「犬の前で走っちゃいけない」と教えますよね。今の親御さんたちはそれを知らない、犬を触ったことがない、動物を飼ったことがないと、子供たちが犬に咬まれる事故が多くなる。そういうのは良くないし、動物が怖いとか汚いとか思うことも、命のあるものとして接することで、人に対する優しさにも繋がります。そういうところに、しつけをされた犬を飼っているボランティアさんが犬と一緒に連れて学校に行き、動物愛護センターの先生による命の大切さの話、初対面の犬にはどう接したらいいかという話をしてもらうという活動が中心です。それを福島県内数か所でボランティアの方が一生懸命やっています。犬は、ボランティアの方が家庭でしつけをした穏やかな子たちを連れていき、30 分程のふれあい活動を行います。子供たちは、1～4年生ぐらいの主に低学年が多いです。学校からの依頼があると、動物愛護センターで日程を決めて、ボランティアさんの方に年間計画が来て、そこに犬を連れていきます。犬が1頭の時もあれば、4頭ぐらいいる時もある、小学校なので平日ですから、仕事を休んで行ったり、本当にボランティアです。それが主でしたが、猫の問題等、時代によって大きく変わってきて、私のところに「ボランティア」とつくので、「動物愛護センターからの引き出し等のお手伝いをやっているならぜひ手伝いたい。」とか「動物愛護センターで收容した犬猫のお世話をボランティアでやることもありますか。」と言われることが多いです。ですので、この動物愛護ボランティア会

の中身ももう少し広く、細かく、少し変えていく時期ではないのかなと、最近思います。

あと、地域猫ではないですが、去年、神社に猫が住みつき、子供を産み、それを知った方が「自分が餌をやれば猫は助かる」という強い義務感、正義感から餌を蒔いて、地域の方が糞尿等の苦情を動物愛護センターに連絡されたケースがありました。その方から「動物愛護センターは猫を捕獲し、殺すのですか。」と連絡が来ました。「動物愛護センターは猫を捕まえて殺すなんてしない。」と説明はしますが、動物愛護センターは犬猫を殺すところというのは、いまだに思われている。ですから、本当に動物愛護センターとボランティア会とのあり方をもう少し細かくというか、住民の方にわかりやすく説明する時期ではないかなと思います。だからこの推進計画の改定の内容もすごく良いと思いました。一生懸命考えられて、でもこれをやるのは本当に大変なことだと思いますが、意識も変わってくる時代なのかなと感じております。

【座長】獣医師として頑張っていられるD委員から、どうでしょうか、

【D委員】行政の皆さんも頑張ってお譲渡しようと活動されているのもわかりますが、一般的なイメージから、引き取られた犬猫は殺処分されるのではないかという話が出ます。そのイメージをどんどん変えていくように、今、メディア等でも譲渡の話題をたくさん目にするので、そういう活動をもっと県民の皆様を示すことができれば、イメージ的に変わるかなと思っています。

高齢者の方や体の不自由な方が飼っている犬猫の問題も多いと思いますが、今はペットと一緒に入れる老人ホーム等も出てきているようですし、避難所等もそうですが、少しずつ動物と一緒に暮らしやすい世界になってくれるのではないかなと思います。ただ、なかなかすぐには変わらないのが現状だと思うので、引取りがあるのはしょうがないかなと思っています。徐々に減って行って、殺処分0になればいいかなと思っていますところですよ。

【座長】地域猫活動に関しましては、獣医師会としても非常に重要なことだと考えており、去年と今年にかけて、地域猫活動に獣医師としてどこに介入できるかということで、研修会を開催しました。去年は獣医師対象の研修会で、今年は1月21日に一般県民の方も対象として60名近くの参加をいただいて郡山で開催しました。地域猫アドバイザーの方のお話を聞いて、我々も獣医師として地域猫活動について承知はしているのですが、研修会で非常に有意義だったのは、地域猫活動って大変なこと、先ほど、E委員がおっしゃいましたが、地域の中で猫が好きな人が2割、猫が大嫌いな人が2割、どちらでもないという人が6割だと。そうすると必ず、餌をあげている人に対して、「汚くなるから餌をあげたらダメよ」という感じになってくる。そういう人たちをいかにまとめるかが大事で、詳しいボランティアの人が「管理はこうでなくてはならない」とか、獣医師が「そういうのはダメだ」という感じで介入するとうまくいかない。地域の2対2対6の人達全員が参加し、猫嫌いな人が餌やりさんを攻撃しないで一緒にやりましょうという形でまとめていかないと、絶対うまくいきません。そこに、ボランティアを一生懸命やっている方で知識が若干ある人が、「こうしたらいんじゃないですか」とアドバイスの形で参加するのはすごくいいですよ。そこに行政と地域の

方が協力してみんなでやりましようとなつて、猫を保護した先が獣医師の問題になってくるんですね。不妊去勢手術をどうするのか、料金はいくらぐらいでやるのか、やってくれる獣医師はいるのか。大変耳の痛い話で、現在、小動物の獣医師で、いわゆる地域猫を積極的に受け入れて、不妊去勢手術を安い値段でしてくれる先生はほとんどおりません。福島県では幸い、細々とやってくださる先生が会員の中では3名ぐらい。地域猫活動がすごく大事だということで、新たに地域猫に対する不妊去勢手術を専門にする先生が1人出ました。その先生は、一般の犬猫の診療はしません。その代わりに、地域猫専門でやりますということで、スペイクリニックを開院されました。獣医師としては、ここが1番問題で、一般の病院は飼い猫、飼い犬を相手にしているので、どんな病気を持っているかわからない地域猫を病院の中に入れるのは大変危険を伴います。なのでうちの病院ではやりませんというのがほとんどです。しかも料金は安くするというのが原則になりますが、そうすると一般の飼い犬、飼い猫との差が出てきます。そこはこれからの10年間で徐々に変わっていくのですが、獣医師会としてはその辺りをいかにクリアして地域猫活動に貢献できるかというのが非常に難しい問題です。

社会福祉的ケアが必要な方の犬猫については、どうしても飼えなくなった場合に、犬猫の先生方で、1～2頭の預かりや健康診断の協力をしてくれる方が結構おります。

福島県獣医師会では地域猫活動にどのように協力できるかということに非常に頭を悩ませているところですが、やらないわけにはいかないのは当然わかっておりますので、協力できる先生をいかに増やしていくか、これから努力していくつもりです。県がこのように10年計画で地域猫活動を重点的にやるということなので、ぜひ、そこには協力していきたいと思っております。獣医師会としても、先日の研修会で一般の方が60名も参加してくれて手応えがあったので、来年はもう少し踏み込んだ内容でやってもいいのかなと考えております。

その他にボランティア会の活動の中身をどうしたらいいかというのも、C委員から御意見をいただきましたが、動物愛護推進委員及び動物愛護推進協議会の設置等についての御意見はありますか。これに関しては、今後、協議会を設置しますよということですか。

【事務局】その方向で考えております。活動の先導的な役割を推進員の方々にしていただいて、それを支える立場として、色々な分野のボランティアさん、C委員からもお話がありましたように、それぞれ興味がある分野があって、お手伝いしたいという気持ちをお持ちの方がいると思います。その方々の中でも先導的な役割を果たしていけるという覚悟のある方もいれば、そこまではできないが、お手伝いできますという方もいると思います。なので、推進員だけではなく、ボランティアさんにもお手伝いをいただきながら、県と共に施策を進めていけたらと考えております。

【座長】推進員の対象となる方々というのはどのように考えていますか。

【事務局】どういった分野でお手伝いいただきたいかということも整理しないといけないですし、推進員の身分についても検討しないといけないので、まだ具体はお示しできません。

【座長】設置は検討しているが具体的にはこれからということによろしいですね。

【事務局】はい。

動物愛護法の中で動物愛護推進員という位置付けがございます。これまで本県では、法律で推進員が規定される以前から、動物愛護ボランティアという形で協力をいただいておりますが、スタート時点と動物に関する状況が大きく変わってきている。協力いただける分野もその方によって色々ございます。従来の動物愛護ボランティアの皆様には、来年度以降、本県の動物愛護行政にどのような形で協力をいただくかも踏まえて、動物愛護推進員としても協力いただける方については、委嘱の方向で検討してまいります。できるだけ全県下、地区の偏りがないようバランスよく委嘱していきたいので、市町村等とも協議を進めながら、推薦をいただくケースも含めて、先行して委嘱している自治体を参考にしながら実施方法を検討してまいります。ただ、推進員だけでは何事も進まないのは当然でございます。それぞれの立場で協力をいただける方から協力を得るというスタンスでいきたいと思っております。動物愛護推進員の立場、位置付けを明確にすることによって、地域での活動がしやすいという面も当然出てくるかと思っておりますので、そこも含めて、今後、具体的な部分を検討していきたいと考えております。なので、推進員が一気に増えるというのは難しいと思っておりますが、段階的に推進員の数を増やしていけるように、県の取り組みを紹介しながら、それぞれの分野で協力いただける方を募ってまいります。動物愛護ボランティアの皆様については、これまでの活動の他、新たな課題に協力いただける部分については、相談しながら進めていきたいと考えております。

【座長】それでは議題2「動物愛護管理推進計画の改定について」その他お聞きしたいことありますでしょうか。

それでは、計画の改定については、最終的にこの方向でいくということで、議題2はここまでいたします。

議題3「その他」に移りますが、何かございますか。

推進計画については中核市の意見も踏まえているということですが、まず福島市さん何か御意見ありますか。

【福島市】計画案について異論はございませんので、この計画に基づいて業務を行っていきたいと考えております。

【座長】郡山市さんどうでしょうか。

【郡山市】地域猫活動のチラシを作成し、郡山市のホームページにも掲載しております。今、犬の苦情よりも猫の苦情の方が多く、餌やりさんや飼い主、地域住民の方のトラブルになるケースが

多くあります。保健所に猫の苦情が寄せられた際に「どうしたらいいんだ。保健所でなんとかしろ。」と言われる場合がありますが、1日中現場で監視することは困難であり、日常生活に密着している問題なので、地域住民の方の理解や協力が得られないと、行政だけで地域猫活動はできないので、このようなチラシを作りました。また、町内会長さん向けのハンドブックの中に、令和5年度から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金のメニューも入れましたので、町内会から「猫の餌やりさんがいるがどうしたらいいか。」という相談を受けた時には、この制度を案内しようと考えています。不妊去勢手術費の補助額は手術費の2分の1で補助限度額は一頭あたりメスは8,000円、オスは4,000円となります。令和5年3月で約20団体のエントリーがあり、手術件数は83匹にまで増えたので、徐々に地域猫活動が広まってくれたらいいと思います。住民の方とのコミュニケーションを取りながら、丁寧にやっていくしかないと思っております。郡山市内限定にはなりますが、もし関心があればチラシを御覧いただければと思います。また、地域猫の不妊去勢手術をしてくださる先生も少なからず郡山にもいらっしゃるの、そういう病院を御紹介することもあります。

【座長】まさにこの前の講習会で地域猫アドバイザーの方が「職員は大変だ。とにかくチラシは配りましょう。町内会の区長さんのところに一緒に挨拶に回りましょう。」と言っていました。おそらく行政の仕事は増えると思いますが、それぐらいしないと地域猫活動はうまくいかない、継続していかない活動でございますので、行政もしっかりやっていただくとうまくいくのかなと考えます。先週、公演していただいた地域猫活動アドバイザーの方で、元練馬区の職員だった方が、「成功するためにはとにかく地道に活動しないとダメ、継続的に活動しないとダメ」と言っていて、大変になる公演だったと思います。ぜひ行政の方もそういうことを、大変でしょうけどもやっていただいて、それが最終的には殺処分0に向かっていく大事な活動になると思います。委員の方は特に何かあれば県や獣医師会の方に、「こういうことをしたらいいのでは」というような意見をいただけたらと思います。

最後にいわき市さん、いかがでしょうか。

【いわき市】いわき市としましても、この計画の素案を見せていただいた中で、殺処分を減らしていくためには、もちろん我々行政の関わる場所も大きいと思いますが、やはり主体となるのは飼い主さんや地域の方々の理解なくしては、我々が引き取る動物は減っていきませんので、そういったことをこの計画の中でも全面的に打ち出していければということで、色々と意見をさせていただいたところです。

また、地域猫活動については、本市でも所有者のいない猫の不妊去勢手術の助成をやっておりまして、その受け皿として、登録をいただくという立て付けになっております。今お話の中にもありましたとおり、地域の中には猫の好きな方、嫌いな方、その中間の方がいて、地域でやろうとする時のハードルはそこなんですね。だから、私どもの窓口に相談された時も、こういった補助制度がありますという話をしますが、実際に形になるのは少ないのが実情です。また、地域と愛護団体さんが連携して成就する場合もあります。

どうやって地域猫活動を普及していくのか、私共としても今後も県と連携しながら進めていければと考えております。

【座長】全てが連携しないとできない事業なので、本当に難しいかもしれませんが、今後 10 年間でなんとか県も中核市も殺処分0になるように一生懸命やっていっていただきたいと考えます。

長時間にわたり、御意見をいただきありがとうございます。

以上で座長を降りさせていただきます。